

デジタル臨時行政調査会 運営要領

デジタル臨時行政調査会（以下「調査会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 調査会において配付された資料は、原則として、公表する。
- 2 調査会終了後、記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。調査会での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。
- 3 調査会の議事要旨及び議事録を公表する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、議事録の一部を公表しないものとすることができる。
- 4 この運営要領に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。